

令和 2 年（2020 年）5 月 25 日

札幌市保健所長様
旭川市保健所長様
小樽市保健所長様
市立函館保健所長様

北海道保健福祉部長

救急蘇生法の指針2015（市民用）の追補及び周知について

日頃から、地域の救急医療体制の確保に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省医政局地域医療計画課長から、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、「救急蘇生法の指針2015（市民用）の有効活用及び周知等について」（平成28年4月21日付け医政地発0421第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。）により周知した「救急蘇生法の指針2015（市民用）」を追補する旨通知がありましたので、貴市所管施設に対し、周知をお願いします。

また、AEDの適切な管理についても、改めて周知くださいますようお願いいたします。

なお、別紙の関係団体に対しては、当課から別途通知していますので申し添えます。

記

1 送付資料

- ・国通知（令和2年5月22日付け医政地発0522第1号）
- ・新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について（指針）

2 参考資料

別添「AEDの適切な管理の実施について」のとおり

3 その他

AEDが救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、継続的な点検や耐用期間の確認等、AEDの適切な管理に十分留意願います。

地域医療推進局地域医療課
救急医療係（担当：細口）
TEL：011-204-5250（内線 25-325）
FAX：011-232-4472

医政地発0522第1号
令和2年5月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

救急蘇生法の指針2015（市民用）の追補及び周知について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により、非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、急速に普及してきており、一般市民のAED使用による救命活動の一層の推進が期待されています。

一般市民を対象とするAEDを含めた心肺蘇生法の教育、講習内容については、「AEDの使用法を含む、救急蘇生法の指針2010（市民用）のとりまとめについて」（平成23年10月31日付け医政指発1031第1号厚生労働省医政局指導課長通知）、「救急蘇生法の指針2015（市民用）の有効活用及び周知等について」（平成28年4月21日付け医政地発0421第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成28年通知」という。）等によって周知してきたところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）による「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」（COSTR）が改訂され、日本国内で実施する心肺蘇生法へのCOSTRの適用等について、一般社団法人日本蘇生協議会から見解が示されました。

上記に基づき、厚生労働省において、平成28年通知により周知した「救急蘇生法の指針2015（市民用）」を別添のとおり追補することとしました。

貴職におかれては、当該補訂の内容について御了知の上、下記の事項に留意して、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体に周知していただくようお願いします。また、心肺蘇生法に関する講習・教育を実施する際には、当該追補の内容を反映いただくようお願いします。